

第 2 部

基本構想

第1章 望ましい環境像

◆ 望ましい環境像 ◆

人と環境が共生し、豊かな自然を未来に引き継ぐまち・佐伯

佐伯市は、日豊海岸国定公園・九州有数の清流である番匠川・祖母傾国定公園をはじめとして美しく豊かな自然に恵まれており、貴重な地域資源あるいは癒しの場として、様々な面において、私たちはその恩恵を受けて今日まで暮らしてきました。私たちは、これからも生活の基盤である恵み豊かな自然と共に生きていくことを意識し、将来の子どもたちへこの貴重な財産を引き継いでいかなければなりません。

そのためには、市民・事業者・行政の協働のしくみづくりを推進し、3者が力を合わせ一体となって、環境の保全、創造に向けた取り組みを進めることが重要です。

行政は、環境保全施策の基本方向を明らかにし、自らが環境保全行動を率先垂範して実行することにより、市民や事業者に広く理解を得られるように努め、家庭や事業所においてはライフスタイルや経済活動を見直し、Reduce*（発生抑制）・Reuse*（再使用）・Recycle*（再利用）の3R*の積極的な実践、節水・節電などの省エネ行動に取り組み、環境負荷の少ない循環型社会を実現することが求められています。

また、このような取り組みを進めることが、二酸化炭素などの温室効果ガスを削減し、地球温暖化の防止に地方から貢献することにもなります。

このような認識のもと、佐伯市に住むすべての人たちが、環境について関心を持ち、身近にできる小さなことから一步を踏み出し、「人と環境が共生し、豊かな自然を未来に引き継ぐまち・佐伯」をめざした環境政策を進めていきます。



第2章 基本目標

望ましい環境像「人と環境が共生し、豊かな自然を未来に引き継ぐまち・佐伯」を実現するために、長期的目標として次の5つの基本目標を設定します。

◆ 5つの基本目標 ◆

- 1 優れた自然を守り、育み、活かすまち
- 2 ものを大切にし、安心して暮らせる循環型のまち
- 3 歴史文化を大切にし、きれいで住みよいまち
- 4 将来の世代を思いやり、地球環境に貢献するまち
- 5 環境づくりにみんなで参加するまち

1 優れた自然を守り、育み、活かすまち

佐伯市は、祖母傾国定公園及び番匠川水系をはじめ、リアス式海岸に代表される豊かな海と、森林資源に恵まれた地域です。今後も、多様な動植物の生息・生育環境を保全し、育むとともに、豊かな自然の恵みを活かしたまちづくりを推進します。

2 ものを大切にし、安心して暮らせる循環型のまち

安心できる生活環境を維持し、持続可能な社会をつくるために、大気汚染や水質汚濁等の環境汚染を防止するとともに、廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進等、家庭での暮らしや事業所での事業活動を見直し、環境への負荷を抑えた循環型社会の実現に努めます。

3 歴史文化を大切にし、きれいで住みよいまち

佐伯市は歴史文化のおもむきを残す城山周辺や山間部における農村景観、海岸部における漁村景観等多様な環境資源を有しており、これらの資源を保全、活用するとともに、公園緑地や親水空間等の身近な快適空間の保全、創造に努め、きれいで住みよいまちをめざします。

4 将来の世代を思いやり、地球環境に貢献するまち

地球環境問題は、私たちの生活と密接な関わりがあることを認識し、省資源、省エネルギー行動など、市民一人ひとりが身近にできる取り組みを推進します。また、二酸化炭素吸収源である森林の整備や環境にやさしいエネルギーの導入等、将来の世代を思いやり、地域から地球環境に貢献します。

5 環境づくりにみんなで参加するまち

環境を守り活かす地域づくりを推進するため、子どもから大人まで一人ひとりが人間と環境の関わりについて理解と認識を深め、責任のある行動をとっていただけるように環境教育・環境学習を推進します。また、市民、事業者、行政が緊密な協力・連携のもとに、日常生活や事業活動を通して、自主的かつ積極的な環境づくりを推進するまちをめざします。

第3章 基本方針

5つの基本目標に向かって各種施策を展開していく際に、特に留意すべきものとして次の3つの基本方針を設定します。

◆ 3つの基本方針 ◆

- 1 市民、事業者、行政の協働による環境保全の推進
- 2 行政の率先垂範による環境保全施策の展開
- 3 環境行政の連携強化及び技術、情報の蓄積

1 市民、事業者、行政の協働による環境保全の推進

今日の環境問題の多くは、私たちの日常生活や通常の事業活動に起因するものが増えており、これらの問題を解決するためには、行政のみの対応では限界があります。そこで、市民、事業者、行政がそれぞれの果たすべき役割を認識し、すべての主体が参加・協力して環境保全の推進に努めます。

2 行政の率先垂範による環境保全施策の展開

本計画では、環境保全に対する本市の基本的な考え方や施策の基本方向を明らかにしていますが、その内容について広く市民や事業者理解してもらうことが必要です。そのためには、まず行政が率先垂範して環境保全活動を実行し、市民や事業者の環境保全への意識を高め、環境行政施策への理解を得て、効率的に環境保全施策の展開が図られるように努めます。

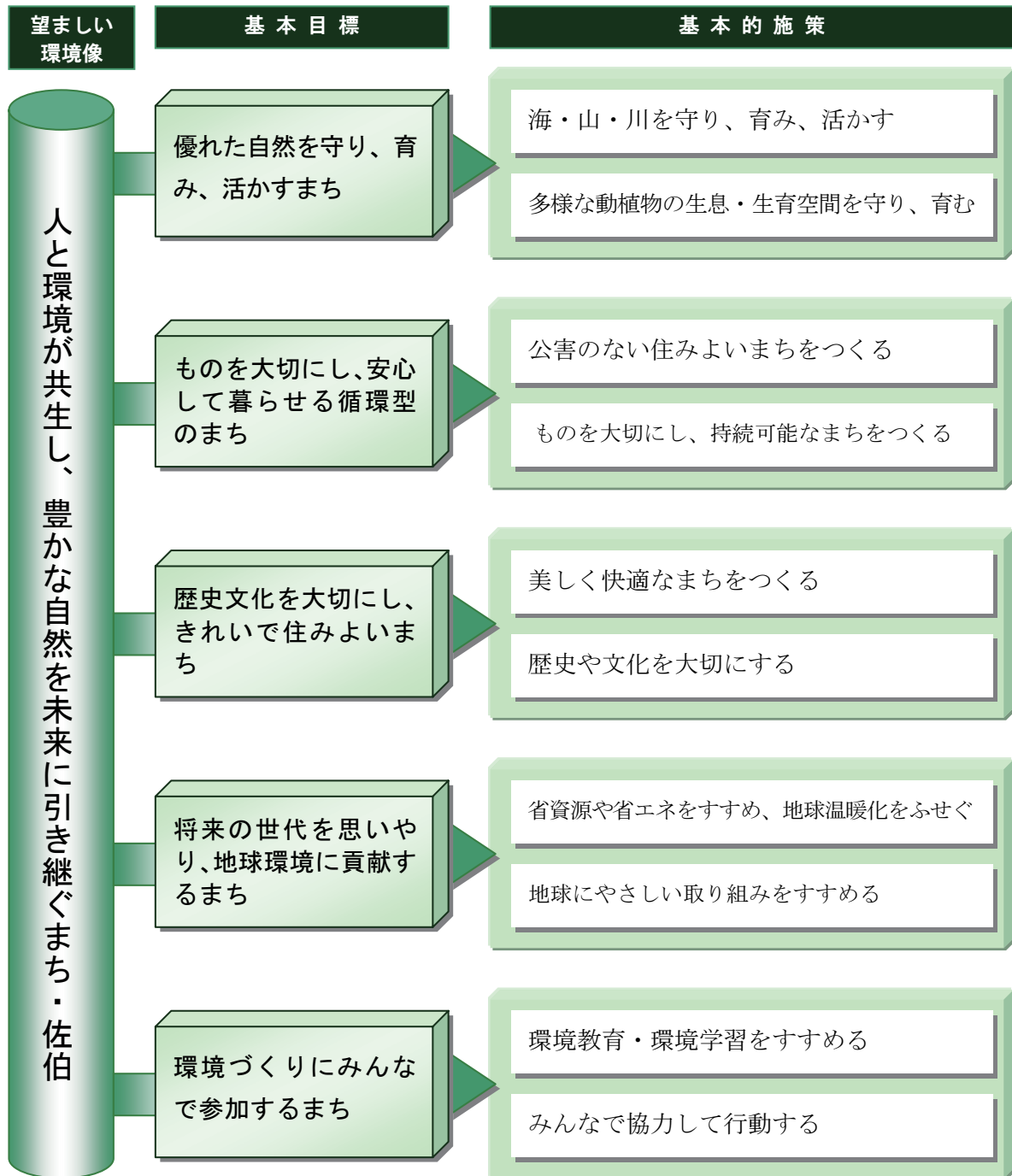
3 環境行政の連携強化及び技術、情報の蓄積

本計画は、佐伯市の環境に関する総合的な計画で、対象とする項目及び地域は広範囲に及ぶため、環境保全施策の円滑な実行に向け、庁内の関係部署をはじめ、国、大分県、近隣自治体の関係機関等との連携強化に努めるとともに、環境保全・創造に関する技術、情報の蓄積を図ります。

第4章 基本的施策

基本目標とこれを実現していくための基本的施策の体系は次のとおりです。

◆ 基本的施策の体系 ◆



1 優れた自然を守り、育み、活かすまち

(1) 海・山・川を守り、育み、活かす

● 希少な動植物の保護

希少な動植物の保護については、公共事業等における生態系への配慮、市全域の自然環境調査を実施します。

● 優れた自然環境の保全、活用

優れた自然環境の保全、活用については、乱開発の防止指導や保安林、自然公園、地域に親しまれている巨樹等の法規制に基づく保護、佐伯市森林整備計画に基づく森林整備、水辺の保全、活用の推進等に努めます。

● 優れた自然とのふれあいの推進

優れた自然とのふれあいの推進については、ふれあい機会の充実、人材の育成や団体の活動支援及び歩道や駐車場、トイレ等の自然とふれあうために必要な施設の充実等に努めます。



(2) 多様な動植物の生息・生育空間を守り、育む

● 良好な生態系の保全

良好な生態系の保全については、河川における魚道の整備や藻場の再生等、生態系を保全するためのモデル事業の推進や市全域の自然環境調査結果をふまえた保全事業の検討等に努めます。

● 外来生物*の防除対策等の推進

外来生物の防除対策等の推進については、外来生物の影響等についての啓蒙・啓発を進めるとともに、外来生物の駆除対策等に努めます。

● 有害鳥獣対策の推進

有害鳥獣対策の推進については、シカ等の有害鳥獣について全市的な調査を行い、計画的な頭数管理の推進に努めます。

● 環境に配慮した農林水産業の推進

環境に配慮した農林水産業の推進については、環境保全型農業*や環境に配慮した水産業を推進するとともに、環境に配慮した農村整備や公共事業における生態系への配慮等に努めます。

2 ものを大切にし、安心して暮らせる循環型のまち**(1) 公害のない住みよいまちをつくる**

● 大気環境、水環境、土壌環境の保全対策の推進

大気環境、水環境、土壌環境の保全対策の推進については、法規制に基づく対策の推進、交通体系の整備、省エネ運転等の自動車排出ガス対策の推進、生活公害等に関する指導、下水道等の生活排水処理対策等に努めます。

● 化学物質対策等の推進

化学物質対策等の推進については、P R T R法*に基づき排出量等についての確に把握するとともに、分かり易いデータの提供等に努めます。

● 環境監視体制の充実

環境監視体制の充実については、県と連携し、大気、公共用水域、地下水等の環境監視、連携体制の充実に努めます。

**(2) ものを大切にし、持続可能なまちをつくる**

● 3 R*の推進

3 Rの推進については、一般廃棄物処理基本計画の見直しなどの総合的な対策を検討するとともに、リデュース*、リユース*、リサイクル*について個別に対策を推進します。

● 不法投棄対策の推進

不法投棄対策の推進については、不法投棄防止の普及啓発活動や監視体制の充実、監視員制度の検討等に努めます。

● 産業廃棄物の適正処理、処分の促進

産業廃棄物の適正処理、処分の促進については、県と連携して監視指導の強化に努めます。

● 漂着ごみ対策の推進

海岸部等に漂着する漂着ごみ対策については、国、県、市及び関係団体よりなる「佐伯地域漂着物処理対策協議会」を中心にその対策を推進します。

3 歴史文化を大切にし、きれいで住みよいまち**(1) 美しく快適なまちをつくる**

● 地域美化活動の促進

地域美化活動の促進については、地域における環境美化の促進やイベント等と連携した活動の推進、環境美化条例に基づく顕彰の継続等に努めます。

● 公園緑地の整備

公園緑地の整備については、計画的な公園緑地の整備や緑化の推進とともに、地区の特性を踏まえた整備に努めます。

● 身近な水辺の保全、活用

身近な水辺の保全、活用については、市街地における水辺の整備に伴う親水空間の整備や農村地域における親水施設の整備等に努めます。

● 快適なまち並み空間の整備

快適なまち並み空間の整備については、景観法*に基づく総合的な景観づくりや快適な道路空間の整備等に努めます。

● 里地、里山の保全、活用

里地、里山の保全、活用については、中山間地域等直接支払制度*等による農地の保全や、里地、里山を環境資源として活用する機会の充実を図るとともに、指導的役割を果たす人材の育成等に努めます。

● 農村景観、漁村景観の保全

農村景観、漁村景観の保全については、環境に配慮した農村整備や漂着ごみの処理対策の推進、都市住民との交流拠点の整備など、地域の顔となる空間において景観への配慮等に努めます。

(2) 歴史や文化を大切にする

● 歴史的資源の保全と環境保全の一体的推進

歴史的資源の保全と環境保全の一体的推進については、歴史資源と一体となった良好な自然環境や景観資源等について、一体的な環境保全の推進に努めます。

● 地域文化の保存と活用

地域文化の保存と活用については、主要な環境資源や歴史的資源について紹介したパンフレットの作成やイベントの実施等により普及・啓発活動に努めます。

4 将来の世代を思いやり、地球環境に貢献するまち

(1) 省資源や省エネをすすめ、地球温暖化をふせぐ

● 省エネルギー対策の推進

省エネルギー対策の推進については、省エネルギービジョンの策定など総合的な省エネルギー対策の推進や省エネルギー・省資源型のライフスタイルを確立するための普及啓発に関わる取り組みの推進等に努めます。

● 新エネルギー活用の推進

新エネルギー活用の推進については、新エネルギーの総合的な導入に向けた啓蒙・啓発や「菜の花エコ・プロジェクト」等によるバイオ燃料の普及・促進、木質バイオマス*エネルギーの有効利用の検討等に取り組みます。



(2) 地球にやさしい取り組みをすすめる

● 森林の保全、再生による二酸化炭素吸収源の確保

森林の保全、再生による二酸化炭素吸収源の確保については、乱開発の防止指導や保安林、自然公園等の法規制に基づく保全施策や佐伯市森林整備計画に基づく計画的な森林の整備等に努めます。

● フロン*対策の推進

フロン対策の推進については、ノンフロン製品等に関する情報提供、フロン類の回収、破壊処理の推進等に努めます。

● 酸性雨対策の推進

酸性雨対策の推進については、酸性雨原因物質の大気中への排出抑制に努めるとともに、県と連携して酸性雨の監視等に努めます。

5 環境づくりにみんなで参加するまち



(1) 環境教育・環境学習をすすめる

● 環境情報の収集、整備と活用

環境情報の収集、整備と活用については、市報やケーブルテレビ、市の公式ホームページ等の多様な媒体を用いて、市民に分かりやすい環境情報の提供に努めます。

● 学校における環境教育・環境学習の推進

学校における環境教育・環境学習の推進については、長期総合教育計画に基づき環境教育を推進するとともに、環境に関わる施設や環境副読本の活用を努めます。

● 地域における環境教育・環境学習の推進

地域における環境教育・環境学習の推進については、体験的な環境教育・環境学習の推進や環境教育に協力する市民団体への情報提供、技術支援に努めます。

● 地産・地消の推進

地産・地消の推進については、学校教育における推進や農産物直販所等におけるフードマイレージ*の普及・啓発等に努めます。

(2) みんなで協力して行動する

● 環境NPO*、市民団体の育成とネットワーク化

環境NPO、市民団体の育成とネットワーク化については、人材登録制度の創設やシンポジウム、イベント等の開催に努めます。

● 市民による環境調査、保全行動の促進

市民による環境調査、保全行動の促進については、市全域の自然環境調査の実施や環境資源の保全、管理活動、ごみゼロおおいた作戦*への市民参加の推進に努めます。

● 事業者の環境保全行動の促進

事業者の環境保全行動の促進については、環境マネジメントシステム*導入の促進やごみゼロおおいた作戦への事業者の協力の推進に努めます。

● コミュニティ政策と地域環境保全対策の一体的推進

コミュニティ政策と地域環境保全対策の一体的推進については、体験交流事業等の自然とのふれあいを通じて、地域における人材の養成や団体等の活動支援、地域が一体となった環境美化の促進等に努めます。